

北栄町学校給食調理等業務委託

募 集 要 項

(令和 8 年度募集)

北栄町教育委員会

令和 9 年度から北栄町学校給食センター及び北条こども園の調理等業務を民間事業者に委託するため、民間事業者の募集を行います。

この募集要項は、調理等業務委託事業に係る民間事業者等の募集に関して、必要な事項を定めたものです。

1 業務名

北栄町学校給食調理等業務委託

2 目的

地産地消を推進し、学校給食及びこども園給食の質を維持向上し、より安全で美味しい給食を児童生徒及び園児に提供するため、教育及び保育の一環としての学校給食及びこども園給食の意義を理解し、調理業務の安全性及び効率性を確保する民間事業者を選定することを目的とします。

3 対象の施設

施設名	北栄町学校給食センター
所在地	北栄町国坂 680 番地
開設年月	平成 22 年 10 月
建物構造	鉄骨造平屋建
建物面積	958.11 m ²
システム・運用	ドライシステム
給食配食校数	5 校(小学校 2、中学校 2、こども園 1(4～5 歳児))
調理能力	1,500 食／日

施設名	北条こども園
所在地	北栄町国坂 680 番地
開設年月	平成24年4月
建物構造	木造一部鉄筋コンクリート造平屋建て
建物面積	2,180.91m ²
システム・運用	ドライシステム
給食配食園数	こども園 1
調理能力	200食／日

4 業務内容

業務内容は、次のとおり。なお、具体的な内容は、「北栄町学校給食調理等業務委託仕様書」(以下「仕様書」という。)を参照してください。

【北栄町学校給食センター】

- (1) 物資の受領、検収、点検、検温、格納
- (2) 調理業務(アレルギー対応食含む)
- (3) 保存食の採取及び保管業務

- (4) 配缶及び配送業務担当者への引渡業務
- (5) 食器、食缶及び調理機器及び配送用コンテナの洗浄・消毒保管業務
- (6) 残菜等の計量及び処理業務(敷地内所定の場所までの搬出)
- (7) 施設、設備及び機器の清掃、消毒及び安全点検業務
- (8) 使用物品管理業務
- (9) 衛生管理業務
- (10) 北条小学校の配送及び回収業務
- (11) 前各号に附帯する業務

【北条こども園】

- (1) 物資の受領、検収、点検、検温、格納
- (2) 調理業務(離乳食、おやつ、アレルギー対応食等含む)
- (3) 保存食の採取及び保管業務
- (4) 配缶及び配膳業務
- (5) 食器、食缶及び調理機器の洗浄・消毒保管業務
- (6) 残菜等の計量及び処理業務(敷地内所定の場所までの搬出)
- (7) 施設、設備及び機器の清掃、消毒及び安全点検業務
- (8) 使用物品管理業務
- (9) 衛生管理業務
- (10) 前各号に附帯する業務

(参考)本委託業務に含まれない業務

献立作成業務、食材調達業務、給食費徴収等業務、施設設備等保守業務
給食の配送及び回収業務(北条小学校の配送・回収は除く)

5 委託期間

令和 9 年 4 月1日から令和 14 年 3 月 31 日まで 5 年間

6 受託事業者

公募型プロポーザル(企画提案)方式により選定・実施します。

7 施設、設備の使用

既存の施設設備を使用し、原則として、改造等は行わないこととします。

8 調理食数

【北栄町学校給食センター】

年 度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度	令和 12 年度	令和 13 年度
調理食数	1,332	1,316	1,302	1,288	1,274

【北条こども園】

年 度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度	令和 12 年度	令和 13 年度
調理食数					
昼食	130	130	130	130	130
おやつ	210	210	210	210	210

(注)令和 8 年 4 月 1 日現在の児童生徒数等による推定食数で、行事などにより変更があります。

9 給食実施回数

年 度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度	令和 12 年度	令和 13 年度
こども園	235	235	235	235	235
小学校	191	191	191	191	191
中学校	191	191	191	191	191

(注)給食を提供する見込み日数(学校給食センター及び北条こども園の調理稼働日)です。

10 応募資格

(1) 資格要件

応募する事業者は、次に掲げる事項をすべて満たさなければなりません。

- ア 法人格を有し、本委託事業の目的に沿って事業を円滑に遂行することができる安定的かつ健全な財政能力を有する者であること。
- イ 学校給食調理業務の受託実績を 3 年以上有する者又は、大量調理施設衛生管理マニュアル(平成 9 年 3 月 24 日付け衛食第 85 号別添。最終改正:平成 29 年 6 月 16 日付け生食発 0616 第 1 号)に基づき、1 回 300 食以上若しくは 1 日 750 食以上を提供する調理業務の実績を 5 年以上有する者であること。
- ウ 契約時にア及びイの掲げる要件を満たす業務履行保証人を確保することができる者であること。
- エ 製造物責任法(平成 6 年法律第 85 号)の規定による損害賠償責任を履行するため、生産物賠償責任保険に加入している者であること。
- オ 連絡調整を速やかに行うために、令和 9 年 4 月 1 日までに、鳥取県内に、本社、支社、営業所又は出張所等のいずれかを有することができる者であること。
- カ 募集要項等に関する説明会及び現地見学会に出席した者であること。
- キ 仕様書に示す実施体制を整備することができる者であること。

(2) 応募資格の制限

次のいずれかに該当する者は、応募できません。

- ア 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 の規定に該当する者

イ 北栄町の競争入札における指名停止措置を受けている者

ウ 破産法(平成 16 年法律第 75 号)の規定による破産手続き開始の申立て、会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)の規定による更生手続き開始の申立て又は民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)の規定による再生手続き開始の申立てがなされている者(会社更生法に基づく更生手続き開始の決定を受けた者及び民事再生法に基づく再生計画認可の決定(決定したものに限り)を受けた者を除く。)

エ 国税及び地方税を滞納している者

オ 過去 3 年以内に、学校給食業務において食品衛生法(昭和 22 年法律第 233 号)に基づく営業の停止処分を受けた者。(ただし、当該処分後の対応、改善策に関する書面等により、適正な食品衛生対応の確認ができる場合を除く。)

カ 食品衛生法の規定により営業の許可を取り消され、当該取消しの日から起算して 2 年を経過していない者

キ 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。)又は暴力団員(同条第 6 号に規定する)暴力団員をいう。)の利益につながる活動を行う者又はこれらと密接な関係を有する者

(3) 応募資格の基準日

応募資格の基準日は、参加資格審査申請書の提出日とします。ただし、応募資格確認後から審査結果の決定日までに応募者の備えるべき要件を欠く事態が生じた場合には、失格とします。

(4) 応募に関する留意事項

ア 応募する事業者は、提案書の提出をもって募集要項の記載内容を承諾したものとみなします。

イ 応募に関して必要な費用は、応募する事業者の負担とします。

ウ 応募に関して使用する言語は日本語とし、単位は計量法(平成 4 年法律第 51 号)に定めるものとし、通貨単位は円とすることとします。

エ 応募する事業者から募集要項に基づき提出される書類の著作権は、原則として書類の作成者に帰属します。ただし、町は必要があるときは、募集要項等に基づき提出される書類の内容を無償で使用するものとします。なお、選定に係る公表等を行う場合には、応募書類の内容の一部を使用する場合があります。

オ 提出された書類については、提出期間に限り補正することができますが、提出期間終了後は変更できないものとし、また、その理由のいかんに関わらず返却いたしません。ただし、町が必要と認める場合は、追加書類の提出を求めたり、記載内容に関する聴き取り調査を行う場合があります。

カ 町が提示する資料は、応募に係る検討以外の目的で使用することを禁止します。また、この検討の範囲内であっても、町の下承を得ることなく、第三者に対してこれを使用させ、または、内容を提示することを禁止します。

キ 参加表明書提出日から受託事業者が決定されるまでの間に、次のいずれかに該当する場合の応募は、無効とします。

(ア) 応募事業者が不渡手形又は不渡小切手を出した場合

(イ) 一の応募事業者が複数の提案を行った場合

(ウ) 同一事項に対し、2 通り以上の書類が提出された場合

(エ) 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていない場合

- (オ) 虚偽の内容が記載されている場合
- (カ) 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- (キ) 著しく信義に反する行為があった場合

(5) その他

- ア 町が提出する資料及び質問への回答書は、本募集要項等と一体のものとして、同等の効力を有するものとします。
- イ 本募集要項に定めるもののほか、応募に当たって必要な事項が生じた場合には、応募事業者に通知します。

11 応募手続

事業者(優先交渉事業者)は、公募型プロポーザル(企画提案)方式で選定を行います。

事業実施のスケジュールは、以下のとおりです。ただし、受付等は、北栄町の休日を定める条例(平成17年北栄町条例第2号)第1条に規定する北栄町の休日(以下「休日」という。)には行いません。

応募要項等に関する説明会及び現地見学会に出席のない事業者については、応募ができませんので、ご注意下さい。

(1) 募集要項等の公表	令和8年9月24日
(2) 募集要項等に関する説明会	令和8年10月9日
(3) 現地見学会	上記と同日
(4) 募集要項等に関する質問の受付	令和8年10月9日～10月19日
(5) 募集要項等に関する質問に対する回答	令和8年10月27日
(6) 参加表明書(兼参加資格審査申請書)及び提案書類の受付	令和8年10月28日～11月9日
(7) プレゼンテーション及びヒアリング審査	令和8年12月上旬
(8) 決定・審査に関する結果の通知	令和8年12月中旬
(9) 委託契約締結	令和8年12月下旬
(10) 委託開始準備	契約締結後から 令和9年3月31日まで

(1) 応募書類等の公表

本委託事業に関する資料は、北栄町ホームページにおいて公表する。

(<https://www.e-hokuei.net>)

ア 公表資料

- (ア) 北栄町学校給食調理等業務委託募集要項
- (イ) 仕様書
- (ウ) 様式集

(2) 募集要項等に関する説明会及び現地見学会

この募集要項等に関する説明会及び現地見学会を、次のとおり開催します。出席のない事業者については、応募できませんので、ご注意ください。

ア 日 時 令和8年10月9日(金)午後3時

イ 場 所 北栄町学校給食センター(北栄町国坂 680 番地)

ウ 留意事項

- (ア) 説明会及び現地見学会参加希望者は、令和 8 年 10 月 8 日(木)の午前 10 時までに、法人名、参加者氏名及び参加人数を、北栄町学校給食センターへEメールにて連絡してください。

Eメール:kyushoku@e-hokuei.net

- (イ) 参加人数は、1 事業者につき説明会・現地見学会とも 2 名までとします。
- (ウ) 調理室等に入る方は、直近 1 か月以内の検便検査結果書(検査項目:赤痢菌、サルモネラ及び腸管出血性大腸菌 O-157)、清潔な衣服(白衣及び帽子等)、マスク並びに調理場内用の靴を用意してください。
- (エ) 北条こども園の現地見学は、北栄町学校給食センターの見学終了後に行います。
- (オ) 見学時は、町の指示に従ってください。

(3)募集要項等に関する質問の受付

本募集要項の内容に関する質問は、次のとおり受け付けます。

- ア 質問書(様式第 1 号)に内容を簡潔にまとめて記載し、Eメールにより提出してください。

Eメール:kyushoku@e-hokuei.net

- イ 受付期間は、令和 8 年 10 月 9 日(金)から 10 月 19 日(月)

(4) 募集要項等に関する質問に対する回答

受付を行った質問の回答については、町のホームページにおいて公開するものとし、これに掲載した回答は、この要項及び仕様書と一体のものとしての効力を有するものとします。なお、電話及び口頭等の個別対応は致しません。

回答期日 令和 8 年 10 月 27 日(火)

(5) 参加表明書(兼参加資格審査申請書)及び提案書類の受付

応募事業者は、次により提出してください。

- ア 提出期間 令和 8 年 10 月 28 日(水)から令和 8 年 11 月 9 日(月)

午前 8 時 30 分から午後 5 時まで

- イ 提出先 〒689-2102 北栄町国坂 680 番地 北栄町学校給食センター

- ウ 提出方法 提出先へ直接持参

エ 提出書類

(別記)提出書類一覧表を参照してください。

- (ア) 参加表明書(兼参加資格審査申請書)(様式第 2 号) 1 部

- (イ) 提案書 提出書類一覧表に定める各様式(様式第 3 号～様式第 13 号)正本及び副本9部提出のこと。

- (ウ) 提案書の規格は A4 判・縦型・横書き・左綴じで作成するものとし、ページを付して、各様式のほか、添付書類を含め、A4 判フラットファイルに綴じて提出すること。なおフラットファイルの表紙及び背景紙に応募事業者の社名を表記してください。

- (エ) 会社概要については、会社の沿革、組織、経営状況調査票及び直近 3 期分の財務諸表(損益計算書及び貸借対照表の写し)を A4 判フラットファイルに綴じて提出してください。ただし、会社の沿革及び組織については、PR 用パンフレットでも可とします。

(オ)「10 応募資格」(2)オによる行政処分事例がある場合は、参加表明書(兼参加資格審査申請書)(様式第 2 号)にその旨記載して申し出るとともに、当該処分等の後の対応、改善策に関する書面等を添付してください。

オ 無効(失格)となる提案書

- (ア) 提出方法、提出先及び提出期限に適合しないもの
- (イ) 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの
- (ウ) 虚偽の内容が記載されているもの

カ 見積書

- (ア) 見積額は、年度ごとに記載してください。
- (イ) 仕様書に基づき作成してください。
- (ウ) 各年度ごとの詳細な積算内訳書(項目:社員職種ごとの人件費明細、保健衛生費、現場経費、管理費等)を添付してください。
- (エ) 見積書に押印する印鑑は、会社印及び代表者実印(法務局等が証明する印鑑)とします。
- (オ) 見積書に記載する委託料の金額には、消費税及び地方消費税を含めて記載してください。
- (カ) 見積額が、「14 委託金額」を超える場合又は異常に少額であるなど、本委託事業の適正な履行に支障があると判断したときは、失格とする場合があります。

12 プレゼンテーション及びヒアリング審査

次の日程で、1 事業者ずつプレゼンテーション及びヒアリングによる審査を行います。。

(1)実施日時 令和 8 年 12 月上旬の予定

(2)実施場所 別途通知します。

(3)実施時間

30 分(プレゼンテーション 15 分、ヒアリング審査 15 分)

※準備及び撤収は、審査前後約 10 分間の休憩時間に行うこと。

(4)出席者 5 人までとします。

(5)準備物

プロジェクター、パソコン等を使用する場合は、各自準備してください。(スクリーンは、準備します。)

(6)プレゼンテーション及びヒアリング審査の順番

提案書等の受付順とします。なお、辞退があった場合には、順次繰り上げる等の方法により対応します。

13 資格審査及び選考

北栄町学校給食調理業務受託者選考委員会(以下「選考委員会」という。)において、「委託業者選定審査基準」に基づき審査を行い、総合的に最も優れた事業者の選定を行います。

(1)提案の選考審査

ア 提案内容の基礎審査

選考委員会は、提案書類等に記載された内容が、次の項目を満たしていることを確認します。

これらの項目を 1 項目でも満たさないことがかくにんされた場合には、失格とします。

・提案書全体について、同一事項に対する 2 通り以上の提案又は提案事項間の齟齬や矛盾がないこと。

- ・提案全体について、様式集に沿った構成(項目の構成、枚数制限等)となっていること。
- ・当該提案に関連する各様式(別紙「様式集」参照)に示す項目に対する提案内容が仕様書を満たしていること。

イ プレゼンテーション及びヒアリング審査

- ・日 時 令和 8 年 12 月上旬の予定
- ・場 所 別途通知
- ・実施時間 30 分(プレゼンテーション 15 分、ヒアリング審査 15 分)
- ・留意事項 パソコン等を使用する場合は、各自持参をお願いします。詳細については、対象者に別途通知します。
- ・順 番 プレゼンテーション及びヒアリング審査の順番は、提案書等の受付順とします。

ウ 評価審査

選考委員会は、提案書等に記載された内容、見積書、プレゼンテーション等について、「委託業者選定審査基準」により採点を行い総合評価点で順位付けを行います。

なお、これらの項目において、採点の低い項目が複数ある場合などは、当該事業者を選定しないことがあります。

(2) 委託業者選定審査基準

標準的な審査基準は次の項目によるものとし、評価点については、次のとおり1項目を 10 点満点で評価するものとします。

非常に優れている……9,10 点

優れている……7,8 点

普通である……4～6 点

不十分である……2,3 点

全く不十分、問題がある…0,1 点

さらに①ウ 業務実績、①エ 危機管理体制については、集計の際に 2 倍の評価を、②イ 給食調理人員体制(円滑な実施)、②ウ 衛生管理の体制については、集計の際に 3 倍の評価を与えて集計するものとします。

①企業評価(配点 60 点)

評価項目	評価の観点	評価方法
ア 企業理念	・学校給食及びこども園給食に対する基本的な考え方 ・給食の意義や特色に対する理解度 ・給食調理業務に取り組む意欲	様式第 4 号の審査
イ 経営状況	・財務健全性(自己資本比率、流動比率等) ・受注金額 ・技術者数	様式第 5 号の審査
ウ 業務実績	・学校給食調理等業務受託実績(学校給食センター(共同調理場)方式、こども園調理) ・大量調理業務実績	様式第 6 号の審査
エ 危機管理体制	・調理事故、異物混入等発生時の対処体制	様式第 7 号の審査

	・製造物賠償責任保険(PL 保険)等の損害賠償制度の加入のグレード ・安全・安心の信頼度(食中毒等の発生状況)	査
--	--	---

②技術力評価(配点 90 点)

評価項目	評価の観点	評価方法
ア 提案内容の的確性	・学校給食及びこども園給食の専門性、サービス水準、安定的な提供に関する実施方針 ・安全衛生管理体制	様式第 8 号の審査
イ 給食調理人員体制(円滑な実施)	・調理業務責任者、副責任者等の配置 ・配置者の資格 ・職員勤務体制、勤務ローテーション ・業務従事者の休暇等における代員確保体制 ・調理作業工程表・動線図	様式第 9 号の審査
ウ 衛生管理の体制	・事業者としての衛生管理対策や考え方 ・業務従事者の健康管理体制 ・報告、連絡、責任体制	様式第 10 号の審査
エ 職員研修、移行準備等	・業務従事者に対する巡回指導及び研修計画 ・受託から給食開始までの職員研修計画 ・職員研修体制(調理期間、学校の休業期間) ・継続雇用、地元採用計画	様式第 11 号の審査
オ 食育の充実、学校との交流企画	・食育の充実関連活動 ・学校及びこども園との交流企画	様式第 12 号の審査

③コスト評価(配点 10 点)

評価項目	評価の観点	評価方法
受託コスト	・職員配置人数 ・経費負担内訳	様式第 13 号の審査

(3) 審査結果の通知及び公表

審査結果は応募者全員に通知します。また、北栄町ホームページに公表します。

(4) 優先交渉権者の決定

町は、審査委員会の審査結果を踏まえて、最も優れた事業者とされた者と随意契約の交渉を行います。ただし、この業者が契約を締結しない場合は、次点の事業者と契約交渉を行います。

(5) 審査の結果、適切な事業者がない時は、「適切な候補事業者なし」として、再募集を行う場合があります。

14 委託金額

調理等業務委託に係る見積金額は、消費税及び地方消費税(以下、消費税等)の額を加えた5年間の総額で下記の金額の範囲内で見積もってください。なお、この場合の消費税等の率は、10%として算定してください。ただし、契約の際は、消費税法、政策動向等を勘案し、そのときに適当と認められる消費税等を加算した額により締結するものとします。

見積限度額	405,350,000 円 (5年総額・消費税等込)	内訳:北栄町学校給食センター 318,450,000 円 北条こども園 86,900,000 円
-------	-------------------------------	---

※上記金額は、消費税等の率を10%とした額

15 審査委員

- ・北栄町学校給食運営委員会委員 2人
- ・学校栄養教諭 1人
- ・教育委員会教育長 1人
- ・学識経験者 1人

16 その他

(1) 委託料の支払い

ア 受託事業者は、調理業務実施報告書を提出し、町による業務履行確認を経た上で、当該月分の委託料を町に請求することができます。(月分の委託料は、年間総額の12分の1)

イ 委託料は、令和9年4月分を初回として、月ごとに支払います。

ウ 町は、所定の当該支払請求書を受理した日から起算して30日以内に委託料を支払います。

(2) 責任分担区分

町と事業者との責任分担は次のとおりです。

種類	内容	負担者	
		町	事業者
事業の中止・延期	町の指示によるもの	○	
	事業者の事業放棄、破綻		○
不可抗力による中止等	大規模な災害や停電等による事業中止	協議事項	
許認可等	事業実施に必要な許認可取得等の遅延等		○
計画変更	事業内容の変更		○
運営費変動	計画変更以外の要因による運営費用の増大 ただし消費税は除く		○
第三者賠償	第三者に損害を与えた場合		○
調理事故・異物混入	事業者の責めに帰すべき事由による場合		○
	町の責めに帰すべき事由による場合	○	
	上記以外	協議事項	
施設・設備等の補修	事業者の責めに帰すべき事由による場合		○
	町の責めに帰すべき事由による場合	○	
	上記以外	協議事項	

事業の実施水準	仕様書で定める水準に不適合である場合		○
---------	--------------------	--	---

(3) 事業実施

受託事業者は、業務の継続が困難となった場合又はその懸念が生じた場合は、速やかに町に報告するものとし、その場合の措置は次のとおりとします。

ア 受託事業者の債務不履行の場合

(ア) 受託事業者の責めに帰すべき事由により、債務不履行又はその懸案が生じた場合には、町は受託事業者に対して、期限を付して修復策の提出及び実施を求めることができるものとします。

受託事業者が、当該期間内に修復をすることができなかつたときは、町は契約の解除及びこれにより生じた損害賠償を請求することができます。

(イ) 町は、受託事業者が業務を完全に履行する見込みがないと認めるとき、又はこの契約に違反して契約の目的を達することができないと認めるときは、履行保証人に対し、委託業務の実施を求めることができます。

イ 町の債務不履行の場合

町の責めに帰すべき事由により、業務の継続が困難となったときは、受託事業者は、契約を解除できるものとします。このとき、受託事業者が契約を解除した場合、受託事業者は町に対して、これにより生じた損害賠償を請求できることとします。

ウ 不可抗力等による場合

不可抗力その他町又は受託事業者の責めに帰することができない事由により、業務の継続が困難となった場合は、町と受託事業者は業務継続の可否について協議を行い、継続が困難と判断した場合には、町は契約を解除できるものとします。

(4) 委託業務の評価

町は、受託事業者が提供するサービスについて、定期又は随時に評価を行います。

その結果、業務委託契約書及び仕様書で定められた内容を充足していないことが判明した場合は、委託料の減額等を行うことがあります。

17 事務局

この募集に関する事務局は、次のとおりです。

〒689-2102 鳥取県東伯郡北栄町国坂 680 番地 北栄町学校給食センター

電話番号：(0858)36-3244

FAX 番号：(0858)36-3245

Eメール：kyushoku@e-hokuei.net

(別記)

提出書類一覧表

様式のサイズは A4 判とします。(添付書式が認められているものも A4 判とします。)

提出部数は、様式第 2 号は正本 1 部、様式第 3 号から様式第 13 号については、正本 1 部、副本 9 部とします。副本については正本のコピーで可とします。

なお、各様式の設問において、記載事項がない場合も、空欄のままにせず「該当なし」などの表記を必ず行ってください。

様式	名称	備考
様式第 1 号	質問書	
様式第 2 号	参加表明書(兼参加資格審査申請書)	「10 応募資格」(2)オによる行政処分事例がある場合は、その旨記載して申し出るとともに、当該処分等の後の対応、改善策に関する書面等を添付すること。
様式第 3 号	参加審査に係る提案書類提出	
様式第 4 号	企業理念に関する提案書	
様式第 5 号	経営状況に関する提案書	○会社概要書、営業経歴書その他活動内容及び沿革を明らかにする書類、並びに定款を添付すること。 ○直近 3 事業年度に係る財務諸表(貸借対照表及び損益計算書の写し)を添付すること。 ○直近 1 年間の国税及び地方税に滞納額がない旨を証明する書類を添付すること。
様式第 6 号	業務実績に関する提案書	
様式第 7 号	危機管理体制に関する提案書	
様式第 8 号	学校給食の具体的な取り組みに関する提案書	
様式第 9 号	給食調理員人員体制(円滑な実施)に関する提案書	
様式第 10 号	衛生管理の体制に関する提案書	
様式第 11 号	職員研修、移行準備等に関する提案書	
様式第 12 号	食育の充実、学校との交流企画に関する提案書	
様式第 13 号	見積書	内訳書あり